年金
…そこが知りたい

住民課戸籍年金係☎74-3002

退職（失業）による特例免除制度

厚生年金に加入していた方が60歳未満で退職（失業）すると、役場年金窓口で国民年金の第一号被保険者になるための手続きを行い、月額15、100円（平成22年度4月分から）の保険料を納めることになります。

一方、保険料を納めることが経済的に困難な方には、申請によって保険料の納付を免除される制度があります。免除制度を利用すると、保険料を納めなくとも、免除された期間は次のように扱われます。　老齢基礎年金・老齢厚生年金の受給資格期間の25年に算入されます。　老齢基礎年金の二分の一の年金額が保障されます。　障害基礎年金・遺族基礎年金の受給資格期間に算入されます。

免除申請する年度またはその前年度に退職（失業）した方が、特例免除制度を利用できます。審査の対象となるご本人の所得の状況を除外して審査が行われますが、配偶者、世帯主に一定以上の所得があるときは免除が認められないことがあります。（※退職には自己都合退職も含む）

■手続きは…

特例免除の申請には、役場窓口へ「国民年金保険料免除申請書」の提出が必要です。

手続きに必要なものは、　年金手帳または納付書など基礎年金番号がわかるもの、　認め印（本人が署名する場合は不要）、

失業していることを確認できる公的機関の証明の写し（雇用保険受給資格者証、離職票等）などです。

■被扶養配偶者の方は…

厚生年金加入者の被扶養配偶者の方も、配偶者の退職（失業）によって、国民年金の種別が、第三号被保険者から第一号被保険者に変更、保険料の納付義務が生じますが、配偶者の方が退職（失業）時の特例免除に該当すれば、同時に免除申請をすることによって、免除が認められます。

※免除された期間については、10年以内に「追納」をして、老齢基礎年金の年金額を増やすこともできます。

問合せは、室蘭年金事務所（☎0143-24-7104）へ

出生・死亡・死産・婚姻・離婚の届出をされる方にお願い

国勢調査実施年の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に出生・死亡・死産があって届出される方、婚姻・離婚の届出をされる方は、届書に「職業（死亡は産業を含む）」を記入していただくことになっていますので、ご協力願います。詳細は、役場または各支所窓口でお聞きください。

わたしのうた

短歌　【あぷた短歌会】三月定例会より

晴れ渡る雪のあしたの有珠山に　赤塚瑛子
歌友（とも）の快癒をひたに祈りぬ

角砂糖カップに入れれば崩れたり　大西芳子
独り生きゆく吾が身を思ふ

意のままにならざるものをそれでもなほ　山木孝
生かされている身の哀れさよ

水仙の芽の萌え出でて春近し　北島加代
吹く来る風はまだ寒けれど

台所の出窓にひっそり五年もの　太田智
今がさかりとシクラメン咲く

夕さればカーテンを閉ぢつつしみて　大久保とみ乃
配膳車の音食事はまじか

山茱萸（さんしゅゆ）ひと皮むけて春近し　元田フジ子
伸ばしし枝に花芽そろひて

俳句　【あぷた俳句会】三月定例会より

負んぶの子指さしねだる春の星　小笠原勇

春の星ぽつりと先のこと話す　矢野知子

町囲む山に斑（はだれ）雪の魚の形　三瓶修
※斑雪～まだれ雪の意

なぐさめを欲しくて仰ぐ春の星　那須伶子

春星や戸締まり早き独りの灯　菅原敏子

灯の船にそれぞれの距離春の星　井村育子